



丹篠教総第124号
令和3年5月28日

丹波篠山市監査委員 畑 利清 様

丹波篠山市監査委員 河南 克典 様

丹波篠山市教育長 丹後政俊



定期監査結果報告に係る措置の状況について（報告）

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、同条第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 措置を講じた部局

教育総務課、学事課、学校教育課、教育研究所、こども未来課

2 監査の種別

定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項、並びに丹波篠山市監査基準第4条第2項による監査）

3 監査の期間

令和2年9月1日～令和3年1月29日

4 措置の内容

別紙のとおり

<別紙>

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果 報告日	令和3年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 定期監査
対象部署等	教育総務課
対象事項	① ふるさと創生奨学金の貸与に伴う未返済額の徴収について
指摘等内容	ふるさと創生奨学金の滞納額については、平成28年度の2,154,600円をピークに減少し、令和元年度は1,421,600円となっている。今後も、引き続き重度の滞納者については、連帯保証人に連絡を行う等、積極的な回収に努められたい。
改善措置 通知日	令和3年5月28日 改善措置通知
改善措置内容	滞納額の減少に向けて、滞納者への電話、訪問による徴収を行ってきました。また、滞納者の所得状況によっては、返済計画を立て直し、この計画に基づく返済を徹底してきました。今後、こうした取り組みとともに、返済困難な滞納者については、連帯保証人への請求を行っていきます。
改善措置 公表日	令和3年6月2日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

<別紙>

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和3年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 定期監査
対象部署等	教育総務課
対象事項	②会計年度任用職員の採用事務等にかかる一元管理について
指摘等内容	<p>令和2年4月1日現在の職員数は、正規職員465人、任期付職員22人、再任用短時間勤務職員9人、臨時の任用職員14人、会計年度任用職員（年間任用者のみ）435人の計945人となっている。その中で、会計年度任用職員にかかる採用、退職や社会保険、雇用保険等の人事関係業務については、企画総務部総務課（105人）と教育委員会事務局教育総務課（330人）と分割して行っており、それぞれにおいて同様の業務を遂行している状況にある。</p> <p>については、事務の効率化の観点から企画総務部総務課と連携を行い、会計年度任用職員にかかる人事関係業務の一元化について検討されたい。</p>
改善措置通知日	令和3年5月28日 改善措置通知
改善措置内容	教育委員会として事務の効率化の観点から会計年度任用職員の一元管理が望ましいと考えています。一元管理の実現には、市全体の組織機構、人員配置に及ぶため、令和2年度には企画総務部と協議してきました。結果として令和3年4月時点で実現しませんでしたが、令和4年度の実現に向けて協議を重ねていきます。
改善措置公表日	令和3年6月2日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

<別紙>

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和3年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 定期監査
対象部署等	学事課
対象事項	① 学校用地の登記について
指摘等内容	<p>小学校や中学校等の用地について、未登記や財産台帳に明確に記載されていないものが見受けられた。については、財務規則第117条（公有財産の取得）第4項、第121条（公有財産の管理）及び第122条（財産台帳）の規定に基づき、適正に処理したい。</p> <p>また、学校用地以外の市が所有している用地についても未登記となっている箇所があることから、行政経営部管財契約課と連携を行う等、市全体として早期に処理されたい。</p>
改善措置通知日	令和3年5月28日 改善措置通知
改善措置内容	令和2年12月1日から、専門的な知識を有し、主体的に登記事務ができる登記専門員を雇用し、法務専門員とも連携しながら、1日も早い小学校や中学校等の用地の整理（所有権移転）を行うため事務処理を進めています。
改善措置公表日	令和3年6月2日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

<別紙>

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和3年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 定期監査
対象部署等	学事課
対象事項	② 各学校における切手の管理について
指摘等内容	<p>各小学校、中学校、特別支援学校において管理をされている切手について、郵便切手差引簿を用いて管理をされているが、切手の種別ごとの残数が把握できる様式となっていない。このことから、必要以上に切手が購入されており、数多くの切手が残数として存在していることが見受けられた。</p> <p>については、郵便切手差引簿の様式について、切手の種別の残数が把握できる様式に改め、各学校において適切な切手の管理を行うよう指導されたい。</p>
改善措置通知日	令和3年5月28日 改善措置通知
改善措置内容	<p>令和3年度から郵便切手差引簿の様式を切手の種別の残数が把握できる様式に改めるとともに、年度当初に前年度末の繰越枚数の報告を求めることし、学校において適切な切手の管理を行うよう指導しました。</p> <p>(令和3年3月25付校長あて通知及び令和3年4月28日令和3年度学校財務事務説明会)</p>
改善措置公表日	令和3年6月2日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

<別紙>

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和3年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 定期監査
対象部署等	学校教育課、教育研究所
対象事項	学校評価の公表について
指摘等内容	丹波篠山市立小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園管理及び運営に関する規則第25条の2（学校評価）第1項において、「学校は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。」とされているが、各学校のホームページ上において、公表の方法が様々であることから、統一された様式等により市民に分かりやすく公表されたい。
改善措置通知日	令和3年5月28日 改善措置通知
改善措置内容	改善措置として、各学校園の「学校評価」の公表について、基本となる「統一様式」を作成し、下記2点を6月校長会において指導する。 ・各学校園のホームページにおいて、「学校評価」のタブを作成する。 ・「学校評価」を学校便りの一部に掲載する等による公表にならないように、「統一様式」を基本として「学校評価」をまとめ、ホームページ上に掲載し、市民にわかりやすい公表とする。
改善措置公表日	令和3年6月2日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

<別紙>

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果 報告日	令和3年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 定期監査
対象部署等	こども未来課
対象事項	① 味間認定こども園用地の賃貸借契約について
指摘等内容	<p>味間認定こども園の園舎及び園庭の敷地5,365.82m²の内2,874m²は借地として、賃料年間2,795,628円、賃貸借期間は平成27年1月1日から平成56年（令和26年）12月31日までの30年間とする土地賃貸借契約が締結され、平成27年度から令和2年度の6年間で16,773,768円が土地所有者に支払いがされている。</p> <p>本来、借地は、その土地の用途、借地期間等により臨時的に使用するもので、将来必要としない土地である。即ち、長期的に使用するものや、公共施設の施設用地（認定こども園）等、公共の利益となる事業の用に供する土地は、借地をするのではなく取得すべきである。30年間の長期賃貸借契約により借地料を支払い続けることは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 鑑定価格26,000,000円の約3倍の83,868,840円となる借地料の支払い。 ② 契約期間30年満了後本人から買い取りの申し出があった場合、買取価格の約3倍の借地料を支払いながら借地権割合で買い取ることになる。 ③ 契約を更新すれば借地料は益々増えていくことになる。 <p>以上のことから、費用対効果や公共の利益等を考慮すれば、土地収用法に基づき早急に買取り申し出を行うこと。</p>
改善措置 通知日	令和3年5月28日 改善措置通知
改善措置内容	<p>味間認定こども園の新築にあたっては、用地交渉において、買収による交渉を進めましたが、地権者の意向もあり、買収では合意に至らず、ほかに適地がないことから借地で進めることとなり、現在に至っています。</p> <p>しかしながら、今回の監査結果に対する改善措置通知のとおりであり、用地買収すれば市の総額負担は軽減できるため、用地買収に向けて取り組みます。</p> <p>これまででは地権者2名と年1回の意向確認にとどまっていましたが、令和2年度末から、用地買収に向けての協議を開始しており、今後も継続して協議・交渉を進めています。</p>
改善措置 公表日	令和3年6月2日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

<別紙>

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和3年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 定期監査
対象部署等	こども未来課
対象事項	②保育所保育料等の不納欠損処分について
指摘等内容	<p>保育所保育料等の徴収は、教育委員会事務局職員による特別徴収や文書、電話催告を行い又、高額滞納者には市の法務専門員と連携し文書催告を行う等、徴収率の向上に取り組まれているところである。</p> <p>しかし、平成29年度から令和元年度における保育所保育料等の不納欠損処分の状況は、次表のとおりであり、3年間で17,066,210円の不納欠損処分（地方自治法第236条：時効5年）が行われている。</p> <p>については、公平性の観点から債権の管理及び徴収に万全を期し、不納欠損処分に至らないよう努められたい。</p>
改善措置通知日	令和3年5月28日 改善措置通知
改善措置内容	<p>平成28年12月12日付けで高額滞納者にかかる未収金回収業務について弁護士委託を行い、平成31年3月31日に委託解除・委託終了するまでの2年3か月間で487,000円（徴収率6.7%）を回収することができました。委託終了となった者は、弁護士催告にも返答がなく今後も回収の見込みがないとのことで、時効成立となったものについては不納欠損処分を行いました。</p> <p>さらに、令和3年2月に市の法務専門員と連携し、文書催告を行い、完納に至った者もありますが、納付誓約により分納に至った者については、今後、納付が滞らないように注視していく必要があります。弁護士による催告にも返答がない者については、今後さらに支払督促の手続き等に取り掛かる予定です。居所不明の者については、収税課と連携を行い住所の把握に努めています。また、職員による訪問徴収も継続し実施します。</p> <p>加えて、これまでから現年度分における児童手当充当は行っていましたが、過年度分についても同意書を提出させることにより児童手当の充当が可能なため、納付誓約時や納付が滞った者に同意書の提出を依頼していくこととします。</p>
改善措置公表日	令和3年6月2日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。